

京 都 大 学 医 学 部 附 属 病 院 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第 5 条 病院に、中央診療施設として検査部、手術部、放射線部、救急部、理学療法部、材料部、輸血部、分娩部、人工腎臓部、病理部、病態栄養部、医療情報部、集中治療部、デイ・ケア診療部、光学医療診療部、総合診療部、臓器移植医療部、探索医療センター、デイ・サージャリー診療部及び地域ネットワーク医療部並びに遺伝子診療部、ME機器センター、分子細胞治療センター、感染制御部、治験管理センター及び外来化学療法部を置く。</p> <p>2 部及びセンターの業務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) } (略)</p> <p>(26) }</p> <p>第 6 条 前条の部に部長を、センターにセンター長を置く。</p> <p>2 部長及びセンター長（探索医療センター長を除く。）は、医学研究科、医学部又は病院の専任の教授をもつて充てる。</p> <p>3 } (略)</p> <p>4 }</p> <p>5 }</p> <p>6 }</p> <p>7 } (後 略)</p>	<p>第 5 条 病院に、中央診療施設として検査部、手術部、放射線部、救急部、理学療法部、材料部、輸血部、分娩部、人工腎臓部、病理部、病態栄養部、医療情報部、集中治療部、デイ・ケア診療部、光学医療診療部、総合診療部、臓器移植医療部、探索医療センター、デイ・サージャリー診療部及び地域ネットワーク医療部並びに遺伝子診療部、ME機器センター、分子細胞治療センター、感染制御部、治験管理センター、<u>外来化学療法部及び心臓血管疾患集中治療部</u>を置く。</p> <p>2 部及びセンターの業務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(26) }</p> <p>(27) <u>心臓血管疾患集中治療部 重篤な心臓血管疾患に係る患者の診療に関すること。</u></p> <p>第 6 条 前条の部に部長を、センターにセンター長を置く。</p> <p>2 部長及びセンター長（探索医療センター長を除く。）は、医学研究科、医学部又は病院の専任の教授をもつて充てる。<u>ただし、必要がある場合には、医学研究科、医学部又は病院の専任の助教授又は講師をもつて充てること</u>ができる。</p> <p>3 } (同 左)</p> <p>4 }</p> <p>5 }</p> <p>6 }</p> <p>7 }</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。</p>